

平成 29 年 12 月 25 日

第 15 回 健康づくり推進協議会 議事録

全国健康保険協会福島支部

I. 開催日時

平成 29 年 12 月 4 日（月） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

II. 開催場所

ユニックスビル 8 階 第 1 会議室

III. 出席委員（敬称略）

福島 哲仁 議長（公立大学法人福島県立医科大学 医学部 衛生学・予防医学講座 教授）
五十嵐 康子（福島県 県北保健福祉事務所 健康福祉部主幹）
田村 正美（福島県 県北保健福祉事務所 健康福祉部主任栄養技師）
菅野 美佳（株式会社 三本杉ジオテック 総務課 課長）
二瓶 重信（株式会社 二嘉組 代表取締役）
野地 信一（社会福祉法人 けやきの村 理事長）
横井 ナオミ（株式会社 福島製作所 総務課 課長代理）

IV. 議題

1. 平成 29 年度上半期 保健事業の進捗について
2. 協会けんぽ インセンティブ制度について

V. 支部長あいさつ

ご多用中のご出席に御礼申し上げます。本日は福島支部の保健事業、インセンティブ制度にご意見をいただきたくお願い申し上げます。

<その他事項>

- ・協会本部の人事異動について
- ・データヘルス計画について
- ・健康事業所宣言について
- ・福島県の健康づくりに関する事業について
- ・認証制度・表彰制度について
- ・健康づくりの手引きについて
- ・インセンティブ制度について

VI. 議長ごあいさつ

本日の協議会は、協会けんぽ福島支部の保健事業、インセンティブ制度に対し意見をすることとなります。忌憚ない活発なご意見をお願いします。

VII. 議事

1. 平成 29 年度上半期 保健事業の進捗について

委員 健康事業所宣言について、支部独自の取り組みとして、保健師が事業所へのサポートを行っているとのことであったが、全国的には保健師の宣言事業所に対するサポートは行っていないのか。

事務局 (肯定)

委員 福島支部の健康事業所宣言の課題として、宣言事業所が増加していく中で保健師のサポートを行うことが大変になってきているので、それを補完するために「健康づくりの手引き」等のツールを活用するのか。

事務局 おっしゃるとおり。宣言している事業所でも、自ら健康づくりの取り組みを進めている事業所もあるが、ほとんど取り組みが進んでいない事業所も同列にしてサポートを行っているため、今後は事業所によってサポートの在り方を整理していき、関係機関との連携や「健康づくりの手引き」の活用などを行っていきたい。

議長 特定健診の 29 年度目標について、福島支部と全国の目標を比べてみると、一般については福島支部のほうが高い目標値となっているが、労安については全国のほうが高い目標値となっているが、全国では一般と労安の選択されている割合は支部によって異なるのか。

事務局 それぞれの支部で一般と労安の目標値の割合は異なっている。福島支部では労安の提供いただける見込みが低いと考えている。一般以外は労安であると想定されるが、実際に受診しているかは不明である。

議長 協会けんぽとしては一般の受診を推進していく方向性なのか。

事務局 病院のキャパシティもあり、なかなか進まない状況である。また、事業所としては労安のほうにメリットを感じる場合もある。

委員 現在、保健指導を行っている病院の割合はどのくらいなのか。また、保健指導を行う病院に対する実地調査とはどのようなことを行っているのか。

事務局 現状、健診機関 69 のうち 21 機関と保健指導の契約をしている。マンパワーの問題や

対象者が未知数のため保健師を配置することができないことなどが原因で 21 機関に止まっている。比較的健診実施数が多い健診機関に保健指導の契約をしていただいている。平成 30 年度からは健診機関が行う特定保健指導の実施方法のハードルが下がるので、健診機関が保健指導をやり易くするための提案をしていきたい。また、実地調査は、管理者と実施者を対象に、保健指導の実施内容、個人情報管理状況、保健指導を管理するシステムの構築状況等を確認させていただいている。

委員 健診を受けた医療機関で保健指導を受けられれば良いと思うのだが、すべての機関で実施可能ではないということか。

事務局 健診結果がその場で出揃わないということもあり、健診当日に保健指導が実施できないということもある。平成 30 年度からは健診機関が行う特定保健指導の実施方法が変更されるため、できる限り多くの健診機関に保健指導を実施していただきたいと考えている。また、受診者も健診が終わったならば早く帰りたいということもあり、保健指導を受けていただけないということもある。

議長 出張ゼロ円健診を継続的に行っていくに当たっては、ある程度の受診人数が必要であると考えられるが、収支バランスを考えると 1 日当たり何人の受診が必要なのか。

委員 おおよそ 30 人から 40 人の受診が必要である。

議長 健康事業所宣言をしている事業所としていない事業所で平成 26 年から 27 年の血圧値の変化を検証しているが、1 年で変化を検証するのは難しいと考えられる。

委員 平成 27 年度の事業所健康度レポートをいただいたが、全国平均よりも大分高いものであった。平成 29 年度は暑気払いで職員が集まった際に再検査を促したり、産業医の指導を受けてもらったりして、健康状況の管理に力を入れている。

議長 こういった健診結果の提供や、ストレスチェックの結果などがあると、事業所でも健康づくりについて検討していただけるきっかけとなると考えられる。

委員 今年保健指導を 40 歳以上の従業員全員に実施してもらったが、昨年との違いは何かあるのか。

事務局 改正個人情報保護法が 5 月から施行されたことが原因の過渡期の取り扱いであり、今回限りの取り扱いである。

委員 「健康づくりの手引き」について、各事業所に一冊ということなのか。

事務局 健康保険委員になっている事業所につき一冊を配布する。

議長 電子ファイルでの提供になるのか。

事務局 予算の関係で著作権は作成業者にあり、紙媒体での提供となる。

委員 「健康づくりの手引き」の中にある、生活習慣病リスクの産業ごと・職種ごと・地域ごとの特徴がとても参考になると感じた。

委員 健康事業所宣言の効果測定にかかる調査研究事業を 30 年度のパイロット事業として応募中とのことであるが、これは今までにもあった事業なのか。

事務局 協会けんぽ独自の事業であり、支部から本部に事業提案を行って、パイロット事業として健康事業所宣言の効果測定するものである。

委員 平成 26 年の公衆衛生学会で発表した、血圧の教室を開いたような事例を掲載すると事業所の担当者の参考になるのではないかと。

事務局 福島支部が蓄積している事例を掲載する予定である。

2. 協会けんぽ インセンティブ制度について

委員 「インセンティブ制度」という名前について「褒賞金制度」といったように横文字を使うより日本語のほうが分かりやすいのではないかと。

議長 「インセンティブ制度」に関しては、対象となるためには各事業所の協力を得なければならないが、その際は分かりやすい説明と具体的な金額を出すなどしたほうが良いと思われる。また、各事業所に頑張ろうと思われるためには、もう少しインセンティブを受けられる金額が高くてよいのではないかと。

事務局 福島県の加入者全体で考えてみると、平均標準報酬 280,000 円で約 340,000 人の被保険者に対して、インセンティブで 0.016%のインセンティブがあるとすると年間 1 億 8 千万円超となる。被保険者に還元すると 1 月あたり 1 人あたりで 22 円と微々たるものとなってしまいが、福島県全体で考えると、その効果は大きい。

議長 全事業所一律ではなく、個別に還元できるような仕組みがあればよいと思われる。

議長 29 年度の保健事業の目標は高い目標を掲げていて大変だと思うが、徐々にいい方向に改善していければと思われる。インセンティブについても、福島県はシミュレーションによればインセンティブを付与される支部となっており、我々も協力できるところは協力させていただきたい。